以下の育英資金家計基準により算出される「認定所得金額」が、「所得基準額」以下となる方が貸与の対象となります。

# 育英資金家計基準

### 1 所得基準額

所得基準額は、次の「所得基準額表」の世帯人員(申込者本人を含む同一生計を営む者の人数) に対応する額とする。

### 所得基準額表

世帯人員	所得基準額		
2人	282 万円		
3人	328 万円		
4人	355 万円		
5人	382 万円		
6人	402 万円		
7人	422 万円		
8人	442 万円		

※9人以降は1人につき20万円を加算

### 2 認定所得金額

認定所得金額は、下記3の所得金額(父母等の所得金額の合計)から下記4の特別控除額を控除 した金額とする。

#### 3 所得金額

所得金額は、父母等の所得の種類により、次の①及び②により算定した額を合計した額とする。 (父母それぞれ算定し、1万円未満は切り捨てる。)

# ①給与所得の場合 【所得金額=以下の表により算定される額】

収入金額	収入金額 所得金額	
330 万円未満	0円	
330 万円以上 401 万円未満	収入金額×0.8 - 263万円	
401 万円以上 879 万円未満	収入金額×0.7 - 223万円	
879 万円以上	収入金額 - 486 万円	

②給与所得以外の所得の場合 【所得金額=収入金額-必要経費】

# 4 特別控除額

特別控除額は、次の特別控除額表の事由に対応する控除額を合計した額とする。 特別控除額表

事由		特別控除額		
小学校		8 万円		
	中学校		16 万円	
			自宅通学	自宅外通学
就学者分控除 (本人を除く 就学者1人につき)	高等学校	国公立	28 万円	47 万円
		私立	41 万円	60 万円
	高等専門学校	国公立	36 万円	55 万円
		私立	60 万円	80 万円
	大学	国公立	59 万円	102 万円
		私立	101 万円	144 万円
	専修学校高等課程	国公立	17 万円	27 万円
		私立	37 万円	46 万円
	   専修学校専門課程	国公立	22 万円	62 万円
	导修子仪导門硃住 	私立	72 万円	112 万円
本人分控除	高等専門学校	国公立	28 万円	47 万円
		私立	41 万円	60 万円
	大学	国公立	28万円+授業料	72 万円+授業料
		私立	44万円+授業料	87 万円+授業料
	専修学校専門課程	国公立	20万円+授業料	60 万円+授業料
		私立	37万円+授業料	76 万円+授業料
母子・父子世帯			49 万円	
障がい者			1人につき 86 万円	
長期療養者			療養のため経常的に特別に支出し	
			た年間金額	
家計支持者の別居			別居のため特別に支出する家賃・光	
			熱水費等の年間金額(71 万円を上	
			限とする)	
火災・風水害等による被害			収入減又は支出増となった年間金	
			額	

※長期療養者、家計支持者の別居、火災・風水害等による被害に係る特別控除額については、 それぞれ1万円未満を切り上げる。

※本人分控除欄の「授業料」とは、貸与開始時において在学している学校の<u>授業料年額</u>(入学金、施設整備費、実習費等を除く。)である。